

# 森林育成事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、森林資源の造成と県土の保全を図るため、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官）に基づく事業を行う者（以下「事業主体」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において森林育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の内容は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁整備課長通知。以下「保全運用」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁長官外。以下「農山漁村要領」という。）によるもののほか、知事が別に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

## (交付の申請及び実績報告)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式及び規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、別表3のとおりとする。

2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類のうち、契約書、協定書、同意書、委任状等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について、森林組合長、事業地を管轄する市町村長（取扱いを行う市町村の場合に限る。）等第三者に委任することができるものとする。

4 前項の規定により委任を受けた者（以下「代理者」という。）は、申請書に事業主体の委任状（参考様式第1又は第2）を添えて知事に提出しなければならない

5 代理者は、補助金の受領について、宮城県森林組合連合会長（以下「代理受領者」という。）に委任することができるものとする。

6 代理受領者は、前項の規定により委任を受けたときは、別記様式第7号により速やかに知事に届け出るものとする。

7 規則第12条の規定による実績報告書は、補助金交付申請書及び県が行う完了検査の調書をもって代えるものとする。

8 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団等
- (2) 県税に未納がある者

### (補助金の交付方法)

第4 知事は、第3の第1項に規定する補助金交付申請書を受領し、同第7項に規定する完了検査の終了後、原則として規則第4条及び第13条の規定による補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行うものとし、当該補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、保全要領第12又は農山漁村要領の別紙17（森林整備事業に係る運用）第8の6によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 森林の成育を促進するため、施工地の森林保険加入を基本として、補植、保育等成林に必要な保育管理を適切に行うことにより、森林の保護管理に努めること。
- (2) 当該補助事業に係る関係書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間（協定等を締結し、事業を実施したものについては10年又はその協定期間の満了までのいずれかの長い期間）整備保管すること。ただし、施設等の設置に係るものは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間）整備保管すること。
- (3) 当該補助事業により設置した施設等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運営を図ること。
- (4) 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額があることが確定した場合には、その金額の総額等を速やかに報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (5) 関係する法令及び通知を遵守すること。
- (6) 事業主体は、事業を遂行するため請負契約をする場合において、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関及び県から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書のない者については競争入札等に参加させないこと。
- (7) 第3の第3項の規定により委任を受けた者は、前各号に規定する事項を委任者に周知し、徹底させること。

### (書類の提出部数)

第6 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

### (書類の経由)

第7 この要綱により知事に提出する書類は、事業地を管轄する地方振興事務所（地域事務所）を経由の上、提出するものとする。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月23日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 造林事業補助金交付要綱（平成3年8月26日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月25日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月13日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月8日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月30日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月6日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月12日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月31日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月20日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月24日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月20日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月14日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月4日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 1 この要綱は、令和7年7月18日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

事業の種類	対象経費	補助率
森林環境保全整備事業	次の事業の実施に要する経費	
	1 森林環境保全直接支援事業	
	(1) 森林環境保全直接支援事業（分収林等）	当該事業の事業費の10分の5
	(2) 森林環境保全直接支援事業（分収林等以外）	当該事業の事業費の10分の5
	(ア) 人工造林（一貫作業）	当該事業の事業費の10分の5
	(イ) (ア)と一体的に実施される付帯施設等整備	当該事業の事業費の10分の5
	(ウ) 過去に(ア)が適用された事業地で実施される下刈り（3回目かつ6年生までを限度に適用）	当該事業の事業費の10分の5
	(エ) 過去に別表2に規定する「農山漁村地域整備交付金事業 花粉発生源対策促進事業」が適用された事業地で実施される下刈り（3回目かつ6年生までを限度に適用）	当該事業の事業費の10分の5
	(オ) (ア)から(エ)を除く事業種	当該事業の事業費の10分の4
	2 特定機能回復事業	
(1) 森林緊急造成	当該事業の事業費の10分の4	
(2) 被害森林整備	当該事業の事業費の10分の4	
(3) 重要インフラ施設周辺森林整備	当該事業の事業費の10分の4	
(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）	当該事業の事業費の10分の5	
(5) 保全松林緊急保護整備	当該事業の事業費の10分の7	

(注) 「補助率」欄に掲げる「事業費」の額は、次のとおりとする。

- 1 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備を除く）については、標準経費（ただし、市町村が請負に付して実行した場合及びボランティア活動等社会奉仕により事業を実行した場合については、標準経費と実行経費とのいずれか低い額。森林作業道整備のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領等に基づき算出される経費に、標準断面又は標準設計を適用できる部分に係る標準経費を加算した額（請負に付して実行した場合は、当該加算額と実行経費のいずれか低い額））に保全要領第10の(2)に規定する査定係数の100分の1を乗じて得た額とする。
- 2 保全松林緊急保護整備については、標準経費（ただし、市町村が請負に付して実行した場合及びボランティア活動等社会奉仕により事業を実行した場合については、標準経費と実行経費とのいずれか低い額。森林作業道整備のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領等に基づき算出される経費に、標準断面又は標準設計を適用できる部分に係る標準経費を加算した額（請負に付して実行した場合は、当該加算額と実行経費のいずれか低い額））とする。

別表 2

事業の種類	対象経費	補助率
農山漁村地域整備 交付金事業	次の事業の実施に要する経費 機能回復整備事業 特定森林造成事業  花粉発生源対策促進事業	当該事業の事業費の10分の5

(注) 「補助率」欄に掲げる「事業費」の額は、次のとおりとする。

- 1 特定森林造成事業については、標準経費（ただし、市町村が請負に付して実行した場合及びボランティア活動等社会奉仕により事業を実行した場合については、標準経費と実行経費とのいずれか低い額。森林作業道整備のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領等に基づき算出される経費に、標準断面又は標準設計を適用できる部分に係る標準経費を加算した額（請負に付して実行した場合は、当該加算額と実行経費のいずれか低い額））に農山漁村地域整備交付金実施要領別紙17第8の4の（3）に規定する査定係数の100分の1を乗じて得た額とする。

別表 3

区 分	提出期限
第 1 次 申 請	4 月 3 0 日
第 2 次 申 請	6 月 3 0 日
第 3 次 申 請	8 月 3 0 日
第 4 次 申 請	1 0 月 1 5 日
第 5 次 申 請	1 2 月 1 5 日
第 6 次 申 請	2 月 1 0 日

- 1 補助金交付申請書の提出は事業完了の日から30日以内とし、第5次申請までの提出に努める。
- 2 ヘリ搬出を伴う衛生伐など、事業可能時期が限られ、かつ、事業完了時期の調整が極めて困難であると認められる場合で、第6次申請提出期限までの申請が困難な場合は、提出期限を別に定める。
- 3 下列りは適期の事業実施を推奨・励行するため、原則当年9月15日までに現場完了したものを補助対象とし、提出期限を原則第4次申請までとする。